

深川市農業委員会総会議事録 (第 1 回)

令和2年4月27日

開 会 9 時 3 0 分

閉 会 9 時 4 7 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	藤原政行	○	
2	山田正信	○	
3	渡辺博徳	○	
4	小倉孝一	○	
5	五十川弘之	○	
6	荒井政明	○	
7	鈴木陽志	○	
8	清水正勝	○	
9	野中和弘	○	
10	金谷道宏	○	
11	青木実	○	
12	山川功	○	
13	星野サチ子	○	
14	清水義博	○	
15	坂谷内智之	○	
16	安村一稔	○	
17	岡田徹	○	
18	伊藤裕美	○	
19	中川幸生	○	
20	赤澤晃光	○	
21	池田斉	○	
22	大川広志		○
23	塩尻総徳	○	
24	安藤順三	○	
25	野上晃	○	
26	菊入等	○	
27	曾我部透		○

第1回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 開催日時 | 令和2年4月27日（月）9時30分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 藤原 政行委員 外24名 |
| 4 説明員 | 矢櫃局長・畑山主査・藤野主任・佐藤主任・河崎主任 |
| 5 書記 | 河崎主任 |

矢櫃局長

開会宣言（9時30分）

只今から、令和2年度 第1回深川市農業委員会総会を開催いたします。大川委員、曾我部委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

皆さん、おはようございます。4月1日付の人事異動により、藤野主任、佐藤主任が新しく事務局に加わりましたのでよろしくお願ひします。世の中はこういう情勢となっており、全国農業会議所の話のなかでも、各市町村農業委員会の総会は開催しないというわけにはいかないの、開催方法は各委員会の判断におまかせしますという話をしているということなので、我々も時間の短縮に努めてまいりますのでご協力よろしくお願ひします。それでは総会に入っていきたいと思います。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。
15番坂谷内委員、16番安村委員を指名します。

菊入会長

日程第2、諸般報告、(1) 農業行政報告はありませんので、(2) 農業委員会業務報告を局長から報告します。

矢櫃局長

それでは私から、3月26日の総会以降、本日の総会前までの主な業務について、ご配付の業務報告書をもって、報告とさせていただきます。

菊入会長

次に、日程第3、委員会報告に入ります。
(1) 農地特別委員会開催結果報告を池田委員長より報告願ひます。

池田委員長

(資料に基づき説明)

菊入会長

報告が終わりましたが、質疑はありませんか。
(「なし」という声あり)

菊入会長

それでは質疑なし、ということですので農地特別委員会開催結果報告を承認します。

菊入会長

日程第4、報告に入ります。
はじめに、報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明します。

佐藤主任

農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は9件で、番号1番から3番が賃貸に係るあっせん申し出、4番から9番が売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、全て令和2年4月1日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましても記載のとおりです。説明は以上です。

菊入会長

報告第1号の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
(「なし」という声あり)

菊入会長

それでは質疑等なし、ということですので報告第1号を報告どおり承認します。
続いて、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明

佐藤主任	<p>します。</p> <p>平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧法施行規則第26条の規定及び農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受領し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は5件で、4番が旧法分、1番、2番、3番、5番が新法分となっております。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>報告第2号の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということですので報告第2号を報告どおり承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第5、議案に入ります。</p> <p>初めに、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
佐藤主任	<p>記載の方々から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は4件で、番号1番は借主の経営縮小のための解約、番号2番、3番は借主が経営移譲するための解約、番号4番は貸主が売買するための解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については全て令和2年4月1日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第1号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
河崎主任	<p>記載の方々より農地法第3条の規定による農地の権利移転及び設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は2件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲受人及び借受人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、譲渡人が耕作不能のため、経営拡大を図る譲受人に農地を売買するものです。番号2番は、後継者に経営移譲するため使用貸借するもので、期間は30年です。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております。農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第2号は原案のとおり決定します。</p> <p>それでは、ここで議長を一旦岡田会長職務代理者と交代します。</p>
岡田会長職務代理者	<p>よろしくお願いたします。次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>

佐藤主任	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請する為、ご審議をお願いいたします。今月は24件で、番号1番から17番までが賃貸借の案件、18番から24番までが売買の案件です。番号1番、2番は出し手が耕作不能のため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間はいずれも5年間です。番号3番、4番は、合意解約により返還された農地を経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間はいずれも3年間です。番号5番は農地売買支援事業の事業参加者の変更です。期間は残期間の3年間となります。番号6番から17番は受け手が公社の農地売買等支援事業の一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間は全て5年間です。番号18番以降は売買の案件です。番号18番、22番は、残地処分のため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はいずれもL資金です。番号19番は、合意解約により返還された農地を経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号20番、21番、23番は、貸付地を受け手に売買するもので、20番はあわせて残地も、23番はあわせて合意解約により返還された農地及び残地を処分するもので、資金対応はいずれも自己資金です。番号24番は農地売買等支援事業の通常の売渡で、受け手は借入地取得により経営安定を図るもので、資金対応はL資金です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。説明は以上です。</p>
岡田会長職務代理者	<p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号2番で菊入会長、番号3番と19番で安藤委員、番号10番で荒井委員の議事参与を制限します。それでは質疑を受けません。</p>
	<p>(「なし」という声あり)</p>
岡田会長職務代理者	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」という声あり)</p>
岡田会長職務代理者	<p>それでは異議なし、ということで議案第3号は原案のとおり決定します。議案第3号が終了しましたので議長を菊入会長と交代します。</p>
菊入会長	<p>以上で議事は全て終わりましたので令和2年度第1回深川市農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 9時47分)</p>